

大川 真

はじめに

日本の近世における「天皇」と「將軍」の関係は非常に曖昧なものであり、両者に対する一定した呼称は無かった。

形式上は日本国の元首たる地位を有するが実質的な政治的権力を喪失した京都御所の主人と、形式上は日本国の元首たる地位を有しないが実質的な最高権力者である江戸城の主人とに対して、我々は通常「天皇」と「將軍」という呼称を用いている。しかし近世の用例はそうに統一されていなかったわけではない。それは「朝廷」と「幕府」という語についても同様である。こうした為政者や政体に対する呼

称の曖昧な状況は、日本近世国家の権力構造を投影したものに他ならなかった。「天皇」と「將軍」のそれぞれを如何に定義し、両者を如何に関係づけるかという問題は、近世の思想家にとつて最大のアポリアであり且つその思想が試される試金石であったことは間違いない。

ところで「天皇」と「將軍」、あるいは「朝廷」と「幕府」という呼称が近代以降定着する契機の一つとなったのが、一八世紀後半に成立した大政委任論である。幕藩体制の動揺や対外関係の変動を背景にして、「天皇」は日本国の元首であるという前提の下、「將軍」は「天皇」から政治的実権を「委任」されているという大政委任論と、武家も含めて全ての人民を「天皇」の臣民として位置づける「王臣」

論とが寛政期以降の幕府の公式見解として表明されることを藤田寛氏は明らかにした。^③この大政委任論や「王臣」論とは異なる論理構成を用いて、「幕府」支配の正統化を図ったのが新井白石（一六五七―一七二五）である。彼の建議を中心に展開された家宣政権の治政は、「正徳の治」と呼ばれる。この正徳の治のなかでも、「それが中、復号の御事こそ、第一の難事なりつれ」（「折りたく柴の記」中）と白石が苦心したのが国王復号であった。国王復号は、宝永六年（一七〇九）に白石が進言し、正徳元年（一七一）に朝鮮通信使が来訪した際に実行された。この結果、寛永十三年（一六三六）以来朝鮮から日本宛の国書で使われてきた「將軍」に対する呼称である「日本国大君」が、「日本国王」に改められ、また近世初頭以来使われてきた日本からの返書中の「將軍」の自称である「日本国源某」が、「日本国王源某」に改められることとなった。

国王復号は、後に太宰春台から「英断ニテ義ニ当レル事也」（享保十四年・一七二九年『經濟録』）と称される一方で、雨森芳洲や中井竹山などから激しい非難を浴びた。また、近代に入っても「国王と称し、某廟と称す。其他の名義皆王朝とひとしくす。是白石の罪を万世に得る所以なり」（内藤耻叟、「外朝鮮に対して国体の礼を正さむがために、識らず知らず、内皇室の尊厳に触れ奉ったのは遺憾と言は

ねばならぬ」^④（上田万年）と錚々たる思想家からも論難を受けた。もちろん山路愛山など白石の賛美者もいるが、近世から近代まで白石の国王復号説は物議を醸し続けるのである。

研究史においても白石の国王復号説は重要な問題となっている。中でもまず注目すべきは、国王復号説における白石の「尊皇」観の位置づけに焦点をあわせた栗田元次氏、宮崎道生氏の研究である。栗田元次氏は、將軍に国王の号を用いることによって、朝鮮国王と同格にし、將軍が臣従している天皇の格を清国皇帝と等しい格たらしめ、天皇の權威を国際的に確保しようとした意図が白石の国王復号説にあったとし、従来佐幕家と規定されることが多かった白石に、尊皇家の面があることを強調している。^⑤宮崎道生氏は、白石があくまで対外的な立場から国王復号を行ったのであり、將軍を名実共に国王の地位に引き上げようという底意はないとし、三浦周行氏が白石を「幕臣として將軍本位の尊皇家であった」と位置づけた論に賛意を表している。^⑥以上の研究では、国王復号説を対朝鮮・清との外交儀礼という対外的な面から考察し、「天皇」と「將軍」の身分的な上下関係を主として説明している。続いて注目すべきは、近年、新たな且つ大胆な白石像を提示しているケイト・W・ナカイ氏の研究である。氏は、白石の政治戦略が、将

軍家と天皇家にそれぞれ分有されていた「征伐」・「礼楽」という「王権」の総体を、將軍に統一して併せ持たせることにより名実共に眞の王者たらしめようとするものであったと論じ、従来の、白石の「尊皇」思想を主たる考察の関心とする研究とは一線を画している^⑩。

白石の国王復号説に関する研究史は、戦前からかなりの蓄積を得ているが、以下の点で問題を残していると私は考える。

まず一点目は、白石が「將軍」と「天皇」に相應しい称号として、どちらも「天子」という号を付さなかったことの意味を十分に考察していない点である。「天子」と「王」という称号が意味する内容については、近世の思想家によつては区別せず用い、両者とも同じ内容を指し示している場合があるが、白石は「天子」「天皇」「国王」という三つの称号を明確に区別して用いているのである。「天皇」「国王」号に対する白石の定義には、彼の国家構想が色濃く反映されており、彼の政治構想を読み解く上で重要な問題が存在している。白石が將軍へ「王権」の総体を一元化しようとする政治構想を抱いていたとするナカイ氏の見解は、結論を先取りして言えば、「天子」「天皇」「国王」に対する白石の定義を正しくふまえていないという誤謬を犯しているのである。栗田、宮崎両氏の研究においても、この点

に関する考察があまりにも不十分であり、白石の所論における「国王」号を「天子」と同様の内容を示すものとして扱う錯綜も見られる。本稿では国王復号説に関する一連の著作群を綿密に考証し、白石が「天子」「天皇」「国王」という三つの称号の意味する内容を、どのように認識していたか明らかにしたい。

二点目は、栗田・宮崎両氏の研究で見られるように、国王復号説を対外的な観点に偏向して考察し、国王復号説が対外的（対朝鮮）な課題、国内的な課題の双方に答えるものとしてうち立てられていることを見落としている点である。国王復号説は、朝鮮国との敵礼の構築という要請から提示されたことを念頭に置けば、対外的な立場からの所説と捉えることも可能である。しかし、徳川政権と「朝廷」とに關して、それぞれの權威の領域を確定し、日本国家の権力構造を、幕閣や諸大名、また「朝廷」に対して明示しようとする白石の戦略が、国王復号説に存在しているのである。本稿は、白石が対峙した対外的な課題・国内的な課題の双方を明らかにし、国王復号によってそれにどのような応えようとしたか解明していきたい。

三点目は、白石の国家構想を、国王復号説のみでなく、武家勲階制の提唱・『読史余論』で展開される歴史論などを包括して考察するという分析視角が、従来の研究では不

十分であつたという点である。例えば、徳川政権に「天命」が下つたとされる『読史余論』の所説と、国王復号説とがどのような有機的な関連を有するのか。また、徳川政権に先行する武家政権に対する評価や批判は、国王復号説にどのような反映されているのか。こうした疑問が研究史のなかで提示されてこなかった原因は、前述の分析視角を欠落していたことにあると思われる。白石という思想家を対象とする際に、彼の様々な著作で展開される歴史思想や政治思想が有機的な連関を持ち得ていることを見落としてはならない。諸分野に及ぶ広範な白石の知の総体は、後代の知識人から評価されたようなザインたる性質を持つ一方で、それが「堯舜」の治世を当代に実現しようとする極めて強固な意志に裏付けされたゾルレンたる性質を根幹には有しているのである。

本稿は以上のような問題意識と視座に基づき、白石が意図していた国家構想の全体像の再構成を試みようとするものである。

一、国王復号説について

はじめに国書における「天皇」と「將軍」の呼称について、白石は、

本朝天子御事、異朝にしては天皇とも又は天王とも称しまいらせ、將軍家の御事をば国王と称す。朝鮮の諸書に見えし所も又しか也。^①

というように「天皇」と「国王」とを相応しい称号であると考えていた。この「天皇」と「国王」の呼称のそれぞれが具体的に意味する内容であるが、威令や国政の実行、軍事権の掌握によつて両者が区分される。

異朝の天子日本の国王に書を贈られし事は此時を以て始とすべし。然るに世の人相伝て蒙古の天子我朝の天子に書を贈られしなど申す事は然るべからず。此時の書式は大蒙古国皇帝奉書日本国王と題せられき。これは我国と上下の分いまだ定まらざるが故と見えたり。

〈前略〉此頃本朝の天皇の威令国中に行はれず。大小の政事は鎌倉殿の沙汰として北条家のはからひに出し事は、世祖よくく知り給ひし所也。〉

其後明の代に日本天皇日本国王の御事をわかしるして、天皇の御事は国事に与らず、兵馬をつかさどらず。たゞ世々国王の供奉を享け給ふ由をしるせり。^②

また著名な柳川一件における国書改竄について述べた部分で、「將軍」という呼称の使用が対外的に好ましくない理由を以下のように白石は考えた。

其後元和二年の通使来りし時に僧祿司前南禅崇伝長老

〔即金地院也〕国書を草すべしと聞えて、柳川豊前守調興（割注省略）、長老に使を遣して、前年の国書に日本国王と記されず候御事、日本いまだ一統に帰せずとみえし由を以て朝鮮の君臣申す事ども候に付て、此度の国書も其式に候はんには存る所あるよし信使等ひそかに議し申由を告しらせ……。

東アジア世界において一軍の将という意味しか有しなく、その実際の在り方と乖離する「將軍」という呼称を対外的に使用することは不適切であり、「一統」即ち日本国家の統一者であることを対外的に表明する「日本国王」号こそが相応しいというのである。

ところで注目したいのは、白石の構想において、「天子」という呼称が、「天皇」「將軍」共に使われていないということである。白石の「天子」に対する定義について、次の二点から考察したい。一つは、「天命を受けて国に君たる人の称」（諸橋轍次『大漢和辞典』）という儒家の伝統的な定義である。この定義からすれば、白石の歴史論において天命が授与されたとされる徳川「將軍」が当代の「天子」たるに適った存在であるはずである。しかし白石はもう一つの伝統的な定義を踏まえていた。それは、『論語』巻八季子篇にある「孔子曰、天下有道、則礼楽征伐自天子出」という定義である。ナカイ氏らが指摘した通り、「礼楽」「征

伐」共に兼備した為政者が、「天子」たるに相応しいという観念は、『読史余論』に展開される「天子」観の一つの根拠となっているのは間違いない。この「天子」観をふまえた上で、天命が授与されたとされる「將軍」に、「天子」という呼称を付さなかった白石の意図を明らかにすることができよう。白石は、国政や軍事権などの「征伐」を完全に掌握しているのは「將軍」であると考えたが、「朝廷」に伝わる宮廷儀礼や雅楽などの「礼楽」に関しては、「天皇」をその源泉的地位にある者として措定したのである。

天朝与天為始、天宗与天不墜。天皇即是真天子、非若西土歷朝之君、以人繼天易姓代立者。是故礼楽典章、万世一制。¹⁹⁾

白石の脳裏には、周知の通り、「サラバ当家ニオキテ武家ノ旧儀ニヨリテ、万代ノ礼式ヲ議定アルベキハ、マコトニ百年ノ今日ヲ以テ、其期也トハ申スベシ」²⁰⁾（『武家官位装束考』）という礼楽百年後制定論という構想があった。しかしこの場合の「礼楽」とは、「武家ノ旧儀」を基にした武家儀礼を指しており、儒教において社会秩序の形成や風俗教化に重要な役割を果たすとされる「礼楽」とはその様相を異にするものであった。白石は、理想的な治世を実現させるために、「武家ノ旧儀」の再興だけではなく、「天皇」をその源泉とする儀礼や雅楽の導入も不可欠な要素と考えていた。

例えば、正徳元年（一七一二）、朝鮮通信使来訪の際に、「朝廷」に伝わる雅楽を演奏させたり、前年の宝永七年（一七二〇）には、中御門天皇の即位式拝観の際に、「朝廷」に伝わる儀礼の調査に努めた事実等は、そのことをよく物語っている。

「天命」を喪失したが、「礼楽」の源泉者たる地位を辛うじて保持している「天皇」と、「天命」を授与され「礼楽」を除く全ての国政（もちろん「征伐」も含めて）を手中に収める「国王」という図式が国王復号説に見られる白石の主要な政治構想の一つである。ナカイ氏が言われるように、白石が「將軍」をして「礼楽」「征伐」共に兼備した真の王者たらしめようとしたならば、「將軍」に「王」ではなく「天子」という呼称を与えた上で、「將軍」の権力の創出を図ったはずである。この点を見落として、白石の政治構想が「將軍」に「王権」の一元化を図るものであったとするナカイ氏の立論は成立し得ないのである。また栗田・宮崎両氏の研究では、「国王」号を「天子」号と同様の内容を示すものとする不注意が見られ、「国王」号と「天皇」号との身分的な上下関係を考察するに留まっており、白石の定義における「天皇」号・「国王」号のそれぞれが内含する統治機能の内実までは考察が及んでいない。再度言うが、白石が「將軍」を「天子」ではなく、「王」として定義し

たことは、彼の国家構想を読み解く上での要点であり、従来の研究が見落としていた点である。

「国王」と「天皇」との定義について、白石が苦心したのは、「將軍」と「天皇」の身分的な位置関係である。寛永二十年（一六四三）に、朝鮮王から「將軍」への宛名を、「日本国大君」と改めさせた主要な理由の一つが、「王」号は「天子」を意味し、「將軍」が「国王」を自称することは、「天皇」に対して不敬に当たるというものであった。朝鮮では、国家の最高権力者が、「王」であり、その上位に位置するものがない。したがって日本の「將軍」が「国王」を名乗ることは、自らが無上の尊称を名乗ることになるのではないかという危惧が当時の幕閣や学者にあった。こうした議論の再発を回避するために白石は以下のように述べる。

或はまた自ら日本国王と称せらるべき御事は本朝天子の御事に疑ひありと申すべき歟。本朝天子の御事は日本天皇と称し奉り、鎌倉京都代々の事を日本国王と称し申せし事、朝鮮の書に見えしのにあらず。異朝の書どもに相見えし所も少なからず。皇といひ王といひ大小の字義同じからず。況や又皇に係に天を以てして天皇と称し、王に係に国を以て国王と称し、上下の名分相分れし事天地の位を易ふべからざる事の如し。

然らば則ち自ら国王と称せらるべき事天皇の御事に
おいて何の嫌疑にか相渉るべき。⁽²²⁾

また、

但し又本朝の皇親親王と申し参らすれ共、現任大臣の
上にた、せ給ふ事叶ふべからざる御事歟。まして其余
諸王の御事に於てをや。さらば王号の如きは本朝に於
てはさのみ貴み参らすべき御事とも見えざれ共、異朝
にしては古も今も相通じて貴とする所なれば、異邦に
称して王号を用ひられん事、其事宜を得たりとは申す
べし。⁽²³⁾

「国王」は、国政や軍事を掌握する日本国家の統一者であ
り対外的(対朝鮮)には尊貴な印象を与えるが、国内では「王」
号はさして貴称として用いられた事実はなく、「天皇」と
は上下の名分によって位置づけられ「天皇」の上に位置す
ることを決して意味しない。

白石の国王復号説に対して、白石と同じく木下順庵門下
でありながら白石の論敵であった雨森芳洲は、「王」号こ
そ「其為国内無上之尊称、豈非昭然歟⁽²⁴⁾」と「無上之尊称」
であり、それを「將軍」が自称することは、「上ニ対し不
敬なる儀はより上有之間敷⁽²⁵⁾」と不敬この上ないと批判を
展開した。しかし、白石の国内的な「日本国王」号の意味
する内容に即してみるならば、国王復号説に対する本質的

な批判とは成り得ないと言える。

このように「国王」の位を「天皇」より下げて定義する
ことは、栗田氏が言われたように、朝鮮国王と同格である
「將軍」の上位にある「天皇」を、清国皇帝と同格にしよ
うとする試みであるように思われるかもしれない。白石が
近衛家熙に宛てた書状の「しからは某此度の微功は、ひと
り武家の御ためにもあらず、天朝の御ためにも、あしかる
べき御事とは申すまじく候歟」という文言は栗田氏の論拠
を裏付けるように思われる。しかし国王復号説に見られる
白石の構想は、「將軍」と朝鮮国王との敵札の構築にあり、
「天皇」を対外的な場面で持ち出さそうとする意図は著作
のなかでは見つけられない。白石自身が対清国との外交を
どの程度まで当面する課題として考えていたのかについて、
彼自身の語った言辞から窺うことはできないが、白石の批
判者であった雨森芳洲の次の言葉から、言説としての白石
の国王復号説の意味を知ることができよう。

是(国王復号)大川注ハ公方様御自身而已を見申候而、
日本国を忘たる論ニ御座候。彼国弥々公方様御事を立、
対礼之書問被致事ニ候得ハ、日本ハ天子の国に成り、
朝鮮王ハ日本之臣下同格ニ成り、日本国之光榮不過之
御座候。⁽²⁷⁾

栗田氏の見解は、白石ではなく、むしろその批判者である

芳洲に当てはまる。白石自身の意図を知る手立てはないが、少なくとも白石の国王復号説という言説は、その批判者の言辭が示しているように、「天皇」を日本国の優越意識の根拠とする日本型華夷秩序を志向する色合いは薄かったことを指摘したい。

国王復号説の成立の背景には、朝鮮との敵礼の構築という対外的課題と、「朝廷」との従来の協調関係を維持しなければならぬという国内的課題とが存在していた。上記の課題に対して、対外的（対朝鮮）には、日本国の統一者であることを、国内的には、「天皇」より身分的には下位に存することを、それぞれ表明する「日本国王」という称号を以て白石は解答を提示したのであった。その苦心の程は、「すべて当時の事共、漢語をもてうつしがたし」（『折たく柴の記』下）という口吻によく表れている。しかし、白石は、「天皇」と「將軍」が権力編成の上位に存在する日本の政体は漢語に移しがたい事態に拱手しているわけではなかった。「国王」号に対して、「天皇」より下位に在り、且つ、国政や軍事を掌握する国家の統一者である者の称号という定義を与えることによって、そのアポリアに答えたのである。

以上をふまえると、国王復号説を、対外的な内容に偏重して考察し、「天皇」と「將軍」との身分的上下関係を焦

点として、「尊皇」思想という枠組みから解明しようとした栗田氏や宮崎氏らの試みは一面的な理解に過ぎないと言わざるを得ない。国王号の創出によって描き出した国家構想は、「將軍」を統治機能の総体を統括する絶対的君主として描かなかつたものの、「礼楽」以外の全ての統治機能を掌握した国家の統一者である「国王」として措定し、「將軍」による実質的な近世国家の支配に正当性を与えようとする試みであつた。一方で、「天皇」を身分的には「国王」の上位に存するものの、「礼楽」の源泉者という定義に確定することで、「天皇」が統括する政治的機能を限定しようとしたのである。「天皇」に対する白石の定義は、禁中並公家諸法度第一条の「天子御芸能之事第一御学問也」という規定に近似しており、「国王」「天皇」号の確定は、結果として、近世初頭以来の徳川政権による「朝廷」支配に対して正当性を与え得るものとして捉えられる。

以上の国王復号に関する白石の所説は、『読史余論』⁽²⁸⁾で展開される所説と密接な関連を有している。

尊氏より下は、朝家はたゞ虚器を擁せられしまゝにて、天下はまつたく武家の代とはなりたる也。⁽²⁹⁾

王朝既におとろへ、武家天下をしろしめして、天子をたて、世の共主となされしよし、その名、人臣なりといへども、その実のある所は、その名に反せり。我す

でに王官をうけて、王事にしたがはずして、我につかふるものをして、我事にしたがふべしと令せむには、下、あに心に服せむや。かつ、我がうくる所も王官也。我臣のうくる所も王官也。君臣共に王官をうくる時は、その実は君・臣たりといへども、その名は共に王臣也。その臣、あに我をたつとむの実あらむや。³⁰⁾

足利尊氏以降、武家が天下の実権を握り、朝家はただ「虚器」を戴く形式的な存在に過ぎない。当代の徳川政権にも存続するこうした政体において、実質的には君主であるが名号が王臣であつた足利義満の臣下の掌握の方式は、「名」と「実」が乖離するものとして白石は厳しく批判する。また、武家が天皇の権威を借りて政令を発する在り方に対しても白石は厳しく批判する。例えば秀吉の大名統制について以下のように述べる。

島津に贈り北条に贈られし書、皆々勅旨のよしを称せらる。まつたくこれ天子を挟むで令するの事にてあり。されど、此時、誰かは天子の令をつつしむ事をするべき。その故に島津も北条もさらに其旨には応ぜられき。おもふに鬼面を粧ふて小児を驚するごとくに、今はた、これをおもふに、かたはらいたき事共なり。いかで我神祖の神武をもて天下を服し給ひしにおよぶべき。³¹⁾ この所説においては、秀吉と家康の為政者としての優劣が、

個人の道徳性を基準として提示されていないことに注意したい。白石が秀吉を批判するのは、秀吉が既に諸大名を屈服させる程の権力を喪失した天皇の「名」を借りて、全国支配を構築しようとしたその方式にあるのである。それに對し「神祖」家康を評価するのは、家康が天皇の「名」を借りず、武家の実質に相應しく武力によつて全国支配を可能にしたその方式にある。白石の政治思想における為政者評価では、為政者個人の内面における道徳性の有無も問題となるが、「名」と「実」の一致や乖離が主たる問題となつて注目すべきであらう。こうした「名」と「実」との乖離に対する白石の批判は、一種のイデオロギー暴露とも言ふべきものであり、日本政治思想史上で刮目に値することではないだろうか。

白石のこのような批判の根拠となつてゐるのが、先学が指摘した通り、『論語』子路篇に見られる正名思想である。義満の轍を踏まないために、「名」と「実」の一致を図り、白石は、当代の徳川政権に適用され得る制度を提言する。

もし此人をして不学無術ならましかば、此時、源家、本朝近古の事制を考究して、その名号をたて、天子より下れる事一等にして、王朝の公卿・大夫・士の外、六十余州の人民等、ことごとく、其臣たるべきの制あらば、今代に至るとも適用するに便あるべし。³²⁾

「その名号をたて、天子より下れる事一等にして、王朝の公卿・大夫・士の外、六十余州の人民等、ことごとく、其臣たるべきの制」という制度の具体的な施策が、国王復号であり、武家勲階制である。次章では、武家勲階制について詳しく考察することとする。

二、武家勲階制について

白石は、徳川政権と先行する武家政権とを比較して次のように述べる。

当家人ニ及ビテ武家ノ官位ハ、公家当官ノ外タルベシト
定メオカレシコト、古来將軍ノ代ニ超絶シ玉ヒシ御事
トゾ申スベシ。サレド其叙任ノ次第ハ、京鎌倉ノ代ノ
頗古制ヲ存ゼラレシニハ及バザル事アリ。之則当代ノ
御為ニ其遺憾ナキニアラザル歟。³⁴

徳川政権は、禁中並公家諸法度の第七条で「武家之官位者可為公家当官之外事」と定め、武家の任官の決定権を「將軍」が実質的に掌握することに成功したが、官位の発給権は形式的には「天皇」に属し、依然として官位の源泉は「朝廷」に存在していた。白石は、「將軍」が官位の実質的な決定権を掌握していることを評価するが、それでもなお鎌倉・室町政権下での叙任制度には及ばないと考えていた。

白石は、先行する武家政権の中でもとりわけ源頼朝政権を、武家政治観を構想する上で重要な指針を示すものとしている。

武家ノ旧儀ヲ考フルニ、鎌倉ノ代ホド備レルハナカリキ。³⁵

頼朝ノ卿鎌倉ヲ居所トナサレテ、世ノ事沙汰シ玉ヒテ、武家ノ儀ドモイミジクユ、シク作りタテラレ、公家ノ式ニモヨリ用ヒ給ハズ、此事深く謀リ遠ク慮リ玉ヒシ所アリ氣ニ見エタリ。³⁷

頼朝の制定した「武家ノ旧儀」であるが、その実態について白石は次のように述べている。

朝家ノ官階ヲ重ゼズ、武家ノ職掌ヲ重ゼシメントノ御事ニテ、又御家人ノ如キモ諸国受領ノ外ハ、四府檢非違使ヲ専ラニ望ミ申サレシ事モ、家人等モトヨリ武人ナリ、文事ハ既ニ家業ニアラズ。サラバ文官ノ如キハ望ム所ニアラズ。武職ノ如キハ任ジ玉ハラバ、給ハルベシトノ御事ナリ。朝家ノ官階ノ如キハ、アナガチニ貴シト玉フベキニハ非ズ。カヘストモ此心得武家ニハカナラズ思食忘ルマジキ御事歟。³⁸

武家は「武職」という「職掌」を第一に重んじなければならなく、朝廷の官位を徒に求めるべきではない。こうした姿勢が頼朝の任官制度に貫徹していたと、白石は評価す

るのである。「文事」は武家の職掌でなく朝家の「家業」とし、「武職」を武家の「職掌」とする論理は、前述の通り、「礼楽」の源泉を「天皇」とし「征伐」を「將軍」が掌握するといふ國王復号説で展開された政体觀と一致している。以上のような白石の言辞の背景には、当時の幕臣たちが「朝奔」していることに対する批判があつた。

寛永九年ノ秋、二條ノ邸行幸ノ時、老臣ノ二人從四位下ニ叙シ侍從ニ任ゼラル、是當代ノ朝奔ト申スベシ。コレ近世ノ老中必四位ノ侍從ニナサル、コトノ始メナリ。³⁹

本来は「当家老中ナド申スハ、天下機密ノ事ヲツカサドリテ、其職掌譬ヘバ朝家ノ大臣、武家ノ執權管領等ノ任ニ異ナラズ」といふ職掌であるべき老中が、天皇に近侍する職である「侍從」に叙せられ、「当家ノ初兩代ノ間ハ、其職名モ奉書連判衆ナドイヒテ、其官五位、其祿纔二万石ニアマル迄ナリ」と五位で止まるはずが、四位下と、より高位に叙せられてしまつてゐる。こうした老中の叙官は、武家の職掌を軽んじ、朝廷の官位を徒に望む「朝奔」に異ならず、ひいては、

足利殿ノ代、管領ノ強僭ニヨリテ、終ニホロビ玉ヒシニ懲リ玉ヒ、鎌倉ノ初例ヲ用ヒラレシ歟。此事ヨク大明ノ太祖ノ相官ヲオカザリシニ似タリ。必ズ深キ神慮

アルベキ御事歟。⁴⁰

と、室町政權の躓きを決して踏まないためにも老中の官位を高くしなかつた家康の「神慮」に反するものとして厳しく批判する。

現行の官位制では、武家としての職掌を軽んじ、朝廷から授けられる官位を貴び、結果国内的にも対外的にも、徳川政權の權威を失墜させてしまふ。この問題を解消するため、白石が提唱したのが、武家勲階制である。⁴¹

マシテヤ当家ニ至リテハ、武家ノ官位ハ堂上ノ外ニ定メオカレシハ、只自ラ古勲階ノ事ニ相同ジ。サラバ老中ヨリ以下ノ御家人、勲一等等ヨリ次第二勲十二等ニ至リテ、公家ニハ官位ヲ以テ其實賤ヲ論ジ玉ヒ、武家ニハソノ勲階トヲ以テ、其高下ヲ論ゼンニハ、彼は相妨ル所モナクテ、武家ノ職掌モ自カラ貴キ所ヲ得テ、異朝ノ人ノキカン所モ、尤国体ヲ得ル所ニモアルベキナリ。サレド此議鎌倉京ノ代ニ、イマダ其例ヲキカザル所ナレバ、タヤスクハ申ガタキカ。サレド又我神祖ノ武家ノ官位ヲ、堂上ノ外ニ定メオカレシ神慮ニハタガフベカラズ。⁴²

白石の提唱した武家勲階制は、「朝廷」を源泉とする官位制から武家の叙任を分離することに狙いがあつた。その結果、武家と公家が位階をめぐる互いを侵犯することが

ないと考えたのである。

武家勲階制は、武家政権において前例のないものであるが、源頼朝が武家の職掌を重んじ、朝廷の官位を徒に求めなかった「武家ノ旧儀」を踏まえ、一方で「神祖」家康が禁中並公家諸法度第七条の「武家之官位者、可為公家当官之外事」という条文で示した武家の官位制度の方向性を敷衍し「神慮」に適用ものである。だが、白石の武家勲階制は「神慮」を祖述するだけに止まらなかった。先にも述べたとおり、禁中並公家諸法度第七条により武家叙任の実質的な任命者は「將軍」となったが、形式的には官位の源泉が依然として「朝廷」に存していた。こうした「名」（現行の武家叙任は「朝廷」の官位制に基づくと「実」（「將軍」が武家叙任の実質を掌握する）と乖離している状況に対して、武家叙任を「朝廷」の官位制から切り離した勲階制に移行し、「將軍」が「名」「実」共に武家の任官を掌握するという斬新な構想を白石は抱いていたのである。また前掲『読史余論』の主張と併せ考えれば、「將軍」は「天皇」より一等下位に位置するが、武家勲階制によって、「將軍」と全ての武士たちとの間で名実共に揺るぎない主従関係を構築し、さらに「王朝の公卿・大夫・士の外、六十余州の人民等、ことごとく、其臣たるべきの制」という支配制度を確固たるものにしようとしていたのである。

おわりに

白石は、天命が授与とされる徳川「將軍」に、「天子」ではなく「国王」という「名」を付した。「国王」号は、「礼楽」を除く全ての政治の実権を掌握し、国家の統一者である者に相応しい称号であった。また「天皇」は「礼楽」を担う者の称号として定義され、その政治的権威は、国政や軍事に与らないとされた。「將軍」は「国王」号の提唱には、「將軍」は「国王」を、「天皇」より一つ身分的に下位に位置づける一方、「朝廷」の官位制ではなく武家勲階制の施行によって全ての武士階級との間に確固たる主従関係を構築し、さらに「朝廷」を除く全ての日本人民をその支配下に置くことを正当化しようとする白石の国家構想が存在していたのである。栗田・宮崎両氏の研究では、国王復号説を対外的な観点に偏重して考察し、「天皇」と「將軍」の身分的上下関係の解明を焦点としたが、上記の白石の国家構想には考察が及んでいなかった。本稿によって、国王復号説及びそれに関連する著作群の所説が、朝鮮との敵礼の構築という対外的な課題だけではなく、「天皇」と「將軍」の位置づけや「將軍」を頂点とする支配構造の明確化という国内的な課題にも応えたことが明らかになったと言える。

う。

また、白石の政治戦略が、「將軍」に「礼楽」「征伐」を兼備させ、「將軍」に統治機能の総体を一元化させようとするものであったとするナカイ氏の見解も、立論の仕方に不備がある。「將軍」に統治機能の総体を保持させるならば、白石は「天子」号を付したはずである。しかし「將軍」に相応しい称号として創出されたのは、「国王」号であった。白石の定義においては、「国王」号は、統治機能の総体を保持する者の称号として考えられていない。統治機能の一つである「礼楽」は「天皇」に属するとされたのである。また、白石が対峙した問題とは、「天皇」と「將軍」とによる統治機能の分割ではない。白石は、武家には「武事」「征伐」を、朝家には「文事」「礼楽」を、それぞれ担うべき職掌として提示し、「神祖」家康によって提示された「朝幕」関係を正当化しようとした。白石は、こうした近世初頭以来の二元的な主権構造を覆す構想を持っていたわけではないが、武家勲階制の提唱によって、「將軍」≡「国王」を頂点として「朝廷」を除く全人民を、「名」「実」共にその支配下に置くことを確立しようとする構想を抱いていたのである。ここにこそ、徳川政権の実質的な全国支配に理論的根拠を与えようとする白石の意図を窺知できるのだ。

こうした白石の国家構想は、徳川政権の実質的な支配方

式を、「国王」号や武家勲階制などの「名」によって正当化しようとしたものである。換言すれば「実」に相応しい「名」を与えることによって徳川政権の正当化を図ろうとした政治構想なのである。

そして、「実」を前提にしてそれに相応しい「名」を与えるという白石の正名思想こそが、白石とその批判者との決別点であった。

白石の国王復号を批判した芳洲は、書面において敵札が行われていることから、朝鮮側が使用する「大君」という名号が「日本国王」を実質的に表しているに他ならない、したがって「日本国王」という名号を使用しないことを恥辱に思うことはおかしいと述べている。

朝鮮より之書簡ニハ毎度朝鮮国李諱、奉書日本国大君殿下と書載被致候。一国之主より他国の臣子に書通致候時、或書奉書、或書殿下、且又王諱を書載可被仕候哉。其上、書一々敵札之文句ニて候へハ、大君之称ハ日本国王之称号ニ而候と被存候段、紛無之候処ニ、何迎恥辱之称号とハ御覽被成候哉。⁴⁹

白石からすれば、芳洲のこの見解こそ「名」と「実」の乖離であり、白石が国王復号で克服しようとした問題はまさにここにあった。

さて近世後期の尊皇思想の高揚の契機ともなる「大政委

の成立―」、初出は「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立―」（『歴史評論』五〇〇、一九九一年）。

(4) 『徳川十五代史』七（博文館、一八九三年）。

(5) 『興国の偉人新井白石』（広文堂、一九一七年）。

(6) 『新井白石の文治政治』第五章「外交儀礼の更正と文化の發揮」及び第六章「皇運の確保と文化の促進」（石崎書店、一九五二年）。

(7) 『新井白石と復号問題』（『史料』九一三、一九三八年）。

(8) 『新井白石の研究』第三章「日本国王号の復行」（吉川弘文館、一九五八年、増訂版一九六九年）。

(9) ナカイ氏の言う「王権」とは、国家統治に際しての機能・原理といった意味であらう。他に、ナカイ氏の論考では、「包括的権威」と表現されている。

(10) *Shogunal Politics: Araki Hakuseki and the Premises of Tokugawa Rule* (Council on East Asian Studies, Harvard University, 1988). 後、邦訳が『新井白石の政治戦略―儒学と史論―』（平石直昭他訳、東京大学出版会、二〇〇一年）として刊行、「札楽」・「征伐」の再統一―新井白石の將軍權力再構築構想とその挫折の意味するもの―（『季刊日本思想史』三十一号、一九八八年）、「徳川朝幕関係の再編―新井白石の幕府王権論をめぐって―」（『日本思想史学』二七号、一九九五年）。

(11) 『朝鮮国信書の式の事』（全集四一六七二）。なお『朝鮮国信書の式の事』の成立は宝永七年（二七一〇）頃か。

(12) 『殊号事略』上（全集三一六二五）。なお『殊号事略』の成立について、宮崎前掲書では正徳三年後享保元年（一

七三一―一七一六）の間とし、『新井白石日記』（東京大学史料編纂所、岩波書店、一九五三年）所収の年譜では、享保元年としている。

(13) 同前、三一六二一。

(14) 寛永十年（一六三三）、対馬藩の重臣柳川調興が、幕閣からの信任と対朝鮮交渉における自負を背景に、藩主宗義成と対立し、双方が幕府に出訴した事件。審理の過程で、調興は元和三年（一六一七）、寛永元年（一六二四）の二度に涉り、朝鮮への返書における「將軍」の自称が「日本国源某」から「日本国王源某」へと改竄されたことを暴露した。

(15) 『殊号事略』下（全集三一六三二）。

(16) 対馬守豊前守等の父子日本朝鮮和議の事を仰蒙りしより此のかた其平ぎ成しに至まで、六年の間事勢しきりに変ぜし事どもありしうちに、東照宮征夷大將軍の宣旨を蒙せ給ひし後に、日本の大將軍好を修せらるべきの仰ありなどいふ事に就て、朝鮮の国王を以ていかでか日本の將軍と隣国の礼を交ら、事あるべきとて事すでに破れんとせし事あり。是は本朝にしては、古へ源頼朝鎌倉に府を開かれ征夷の宣旨をなされしより此かた、此職を以て重任の事とせらる、事にはなりき。凡將軍とは其軍の將たるもの、称なれば、対馬守が家人柳川豊前守が事をも、大明朝鮮の書には倭將軍平調信としるされし事なれば、彼国の君臣はかくは申せし也。（『殊号事略』下、全集三一六三三）

(17) 例えば「天下つひに神祖に服せしこと、天命の帰する所、神武の致し給ふ所なり」（『進呈之案』、全集六一二六九）

とあり、『読史余論』でみられるように、白石は、日本歴史上で天命が下った政権は、古代の天皇家の政権と当代の徳川政権のみを考えている。白石の歴史思想については、勝田勝年『新井白石の歴史学』（厚生閣、一九三九年）、玉懸博之「『読史余論』の歴史観」（『日本思想史研究』三号、一九六九年）、同「新井白石―その思想的営為と基本的思惟様式―」（相良亨他編『江戸の思想家たち』上、研究社出版、一九七四年）、石毛忠「江戸時代中期における天の思想―新井白石の天観をめぐって―」（『日本思想史研究』三号、一九六九年）、小沢栄一「近世史学思想史研究」（吉川弘文館、一九七四年）。

(18) 注(10)の論文。

(19) 『坐間筆語』（全集四―七二四）。成立は正徳元年（一七一）。

(20) 全集六―四七八―四七九。『武家官位装束考』という書名は、国書刊行会が全集編纂の際に命名したものである。成立は宝永七年（一七一〇）頃か。

(21) 「移風易俗、莫善於樂。安上治民、莫善於礼。」（『孝經』広要道章）。

(22) 『殊号事略』下（全集三一六三六―六三三七）。

(23) 『朝鮮国信書の式の事』（全集四―六七二）。

(24) 正徳元年三月十四日付「与新井白石書」、『国王称号論』（吉田松陰全集）第八卷所収、山口県教育会、岩波書店、一九三五年）。

※『橘窓文集』卷之二、「論国王事与某人書」（関西大学東西学術研究所資料集刊十一―一、一九八〇年）。

(25) 正徳元年三月二十三日付白石宛書簡、『国王称号論』（吉田松陰全集）第八卷所収、山口県教育会、岩波書店、一九三五年）。

(26) 近衛家文書、正徳元年七月十六日。注(6)の書四九〇頁。

(27) 正徳元年三月二十三日白石宛書簡、『国王称号論』（吉田松陰全集）第八卷所収、山口県教育会、岩波書店、一九三五年）。

(28) 『読史余論』と、国王復号に関する一連の著作群とは、その成立時期をほぼ同じくしている。『読史余論』の起稿は正徳元年（一七一）で定稿が享保九年（一七二四）であり、国王復号に関する著作である『朝鮮国信書の式の事』は宝永七年頃（一七一〇）成立、『国書復号紀事』は正徳二年（一七二）成立、『殊号事略』は正徳三年（一七二三）から享保元年（一七一六）の間に成立、『朝鮮聘使後議』は正徳五年（一七一五）頃成立している。

(29) 日本思想大系『新井白石』（岩波書店、一九七五年）所収『読史余論』、一八六頁。

(30) 同前三六九頁。

(31) 同前四二八頁。

(32) 尾藤正英「新井白石の歴史思想」（日本思想大系『新井白石』所収、一九七五年）、本郷隆盛「新井白石の政治思想と世界像―日本的習俗への挑戦―」（『宮城教育大学紀要』第三巻第一分冊、一九九六年）。

(33) 日本思想大系『新井白石』所収『読史余論』、三六九頁。

(34) 『武家官位装束考』（全集六―四六九）。

(35) 朝尾直弘「幕藩制と天皇」(『大系日本国家史』三所収、

東京大学出版会、一九七六年)、深谷克己「領主権力と武

家官位」(『講座日本近世史』幕藩制国家の成立)所収、

有斐閣、一九八一年、後『近世の国家・社会と天皇』に収

録、校倉書房、一九九一年)。

(36) 『武家官位装束考』(全集六―四六七)。

(37) 同前、四七五頁。

(38) 同前、四七〇頁。

(39) 同前、四七一頁。

(40) 同前、四七一頁。

(41) 白石の批判者であつた荻生徂徠にも、現行の官位制に
対する白石と同様な危機意識が見られる。

且天下ノ諸大名皆々御家来ナレドモ、官位ハ上方ヨリ綸
旨・位記ヲ被下コトナル故、下心ニハ禁裏ヲ誠ノ君ト存
ズル輩モ可有。当分唯御威勢ニ恐テ御家来ニ成タルト云
迄ノコトナド、ノ不失心根バ、世ノ末ニ成タラントキ、
安心難成筋モ有也。(『政談』卷之三、日本思想大系『荻
生徂徠』三四八頁)

こうした危機感の下、徂徠も、武家勲階制を提唱するが、
その先鞭は白石にあると言えよう。

(42) 同前、四七二―四七三頁。

(43) 正徳元年三月二十三日付白石宛書簡、『国王称号論』

(『吉田松陰全集』第八卷所収、山口県教育会、岩波書店、
一九三五年)。

(44) 『竹山国字牘』下二八丁表(『懷徳堂遺書』三、懷徳堂
記念会、一九一一年)。

(45) 同前。

(東北大学大学院)